

社会福祉法人春献美会 いずみ保育園 令和3年度事業計画

(1) 施設の基本情報について

定員：(単位：人)

	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人数	120	12	15	17	20	28	28

開所時間：7：00～20：00（18：00～20：00は延長保育）

建物構造：鉄筋コンクリート造3階建て

園庭面積：412.69 m²

不審者侵入防止：

- ・緊急放送システムの導入
- ・指紋認証によるシステム化
- ・園舎の設計を防犯に適したものにするように配慮する
- ・警察との連携や警備会社との契約
- ・関係機関からの不審者情報の収集
- ・防犯カメラの設置

(2) 保育理念・保育目標について

〈保育理念〉

◇子どもが最も大切にされ、健やかに育つために家庭への支援を行います。

◇園と家庭が一体となって、最善の保育を目指します。

〈保育方針〉

◇一人ひとりを大切にし、自分に自信が持てる子どもを育てます。

◇さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する力を育てます。

〈保育目標〉

◇基本的な生活の仕方を身につけ、心身ともに健康な子どもを育てます。

◇全身を使って意欲的に遊べる子どもを育てます。

◇自分や友だちを大切にし、思いやりのある子どもを育てます。

◇感じたこと、思ったこと、想像したことをのびのびと表現できる子どもを育てます。

(5) 月別保育予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計 293日
25	23	26	26	25	24	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
25	24	24	23	22	26	

(6) 実施予定併設事業について

一時保育事業

対象児童月齢：生後 57 日目から就学前

定 員：5 名

(7) 健康・衛生管理について

園児は生活時間の大半を保育園で過ごしているわけで子どもたちの健康と安全管理は生命保持と健やかな成長は最重要な課題である。保護者や職員間、園医との連携を密に取ながら実施する。より専門性からの日常対応のため、専門職の看護師を常勤職員として雇用する。

定期健康診断・健診

- ・園長や看護師、栄養士、担任による面接を行い心身の状況、家庭環境などを把握し、園児が園生活に慣れやすい環境づくりをする。
- ・健康維持のため、定期的に園医による定期健康診断を実施し、この結果は健康手帳に記録し、保護者へ伝えると共に配慮が必要な場合は個別に対応する。
- ・園での生活に慣れやすいように環境整備をする。
- ・歯科検診、3～5 歳児は視力検査をする。

日常の健康観察（視診）

- ・健康観察は園児が登園した時から始まり、降園するまで、遊んでいる時、食事中、午睡時、排便や排尿など一日中の生活が対象となる。子どもの機嫌なども含めて、帰る時に保護者に その様子を伝える。
- ・園児に対する健康教育
自分の身体をもっとよく知る上で、看護師、栄養士が専門的な立場から子どもたちに分かりやすく指導する。
*子どもの状態把握のため、受け入れ時に保護者から子どもの状態の報告を受ける。
*視診（熱・顔色・肌の調子・機嫌・目ヤニ・充血など）
*看護師による、朝、午睡明け、夕方の巡回視診

- ・感染症情報などネットを張り、いま、何が流行っているかなど知っておく。同時に保護者にも情報を知らせる。
- ・近隣の医療機関（内科、歯科、外科、脳神経科等）の住所、電話番号、受診可能な曜日など把握しておく。

〈子どもたちの健康を守るために〉

- ・子どもたちが快適に過ごせるように保護者との連絡を密にし、看護師、保育士がその日の子どもの健康状態を確認する。
（朝の受け入れを大切にし、子どもの状況を目、耳、肌で感じる意識を持つ）
- ・子どもたちの健康について保護者とできるだけ、話し合う機会を持つ場を作る。
- ・体調に合わせ、子どもたちが快適に過ごせるように心掛ける。
- ・ケガや健康に関することを保護者へ漏れがないように伝える。
- ・季節に応じ、室内温度の調節・換気・湿度などを心がけ快適に過ごせるようにする。
- ・食前や戸外遊び後の手洗い、うがいを励行する。また、歯科衛生士による歯磨き指導を受ける。

職員の健康管理について

労働安全衛生法に基づく職員の健康管理を徹底する。

- ・採用時健康診断書の提出をする。
- ・健康診断は年に1回受ける。

(8) 給食について

- ・保育園の給食は保育及び子どもたちの生活の重要な一部であり、乳幼児の成長発育と健康保持増進のために必要な栄養を提供すると共に、給食を通して望ましい食習慣や栄養・衛生の知識を身につけさせる。また、乳幼児の家庭や地域社会の食生活の改善、向上にも重要な役割を果たすなど、乳幼児の育成を図るために極めて重要な意味をもっている。
- ・献立表は狛江市立保育園の内容を準用している。
- ・乳幼児の食生活はその後の食生活の基礎となるものであり、規則正しい食生活を身につけ、食文化を伝える観点からも大切である。
- ・保育園の給食は年齢、身体発育、アレルギー児の状況等に応じた、きめ細やかな給食を提供する。
- ・予定献立表は材料発注の根拠とともに、保護者への関心を喚起し、各家庭での食生活改善意欲の向上等に役立てるために毎月配布する（除去食用含む）

- ・個別の連絡帳を利用し、家庭との連携を基にした発達発達にに応じた離乳食を提供できるようにする。
- ・園で提供している離乳食全てのサンプルを用意することで、保護者・家庭支援・地域への支援としても考える。

③ 乳幼児食（おおむね1歳～6歳）

- ・給食を友だちとおいしく楽しく食べることで、明るい人間関係を築けるようにする。
- ・子どもたちの年齢や活動に合わせて適温給食を提供できるよう、食管による提供・配膳時間を考慮している。（完全給食の実施・保育士による配膳）
- ・子どもたちに食育指導として、給食の適量が自分で判断できるようにする。その日の食欲に合わせた食事量の配分ができるようにしている。（おかわりなど）
- ・食物を実際に栽培することにより植物を身近に感じ育てることで、食べ物に対する興味や食の大切さを感じられるようにする。（トマト・ピーマン・グリーンアスパラ・きゅうり等）
- ・食育指導にある食育年間指導計画表を作成する。
- ・家庭の中で教えることが難しくなった食文化や伝統を子どもたちに伝えていく。（豆まき・もちつき・いも堀り・・・季節の献立表あり。）

2) 健康状態に合わせた配慮食

- ・病後回復期の登園児に対し、保護者との確認のもと、給食担当・保育士および看護師と連携を図る。
- ・それぞれの子どもの給食はおかゆやお茶にするなど、その子に無理のないように食を提供する。
- ・離乳食の段階の園児には段階を下げ、その子に無理のないように食を提供する。

3) 衛生面への配慮

- ・衛生管理マニュアルを基に、食材・衛生面に万全を期す。
- ・調理従事者・給食の介助に入る職員に検便を毎月行う。
- ・手洗い・消毒の徹底
- ・定期的に健康診断を実施（全職員）
- ・健康状態のチェック
- ・食器は材質や形など安全性に配慮し、陶器等の食器を使い、安全性・衛生面を配慮し、旬のもの・季節感のある食材を使用する。

4) 食品の衛生管理について（仕入れ）

- ・給食はおいしく、安心安全で、安定した食材の提供が出来る仕入れ業者を選定する。
- ・仕入れ業者は地域に還元するように、なるべく地元業者を使う。
- ・食材は当日納品・当日処理を原則とし、鮮度・品質・納品状態を十分に点検してから受け取る。

(2) 事故防止

ア 事故防止の考え方

(ア) 子どもの発達を知り、常に子どもの視点に立って、子どもの表現や状態から病気や怪我の発見をする。

(イ) 保護者との信頼関係を作り、子どもの体の状態や怪我について常に連絡し合うようにする。

(ウ) 保護者は健康に留意し、気持ちに余裕を持つように努める。

(エ) 緊急時の連絡先を把握しておき、連絡方法を確認しておく。

(オ) 緊急時の対応について全職員が学習しておく。

a 救急法の講習会を年1回は実施するように、年間計画を立てる。

b 救急用品を常に整備する。特に有効期限には気をつける。

c 救急用品の使用方法を学習しておく。

d 園で起こった事故の検討・点検・処置の方法の確認。

e 他の園からの情報も収集するように努める。

(カ) 日常的な健康チェック

本人の健康に関するものは、家で起きた事故や怪我也も記録しておく。

(キ) 環境・遊具の点検

a 遊び始める前に、環境や遊具の危険箇所を確認する。

(特に乳児クラスでは誤飲・転落が多いという事を踏まえ、段差をなくす工夫や口に入る大きさ)

b 環境安全点検を定期的実施し記録する。…死角を作らないように見通しよく整理する。

(ク) 小さな事故でも、なぜ起きたのか、それを防ぐにはどうしたらよいかということを検討し、原因をはっきりさせ職員に徹底する。

(ケ) 同じ事故を繰り返さないようにする。

事故記録及び経過記録をとり、事故の状況を客観的に把握すると共に原因を明らかにして保育内容や環境についての改善点を検討し、同じ事故を防止する。

(コ) 事故が起こった場合の法的責任の知識を持つこと。

イ 安全管理と安全教育

0歳児においては大人の安全管理によってほとんどの事故は防げる。

一般に子どもへの安全教育の開始は1歳3ヶ月以降と言われており、日常の様々な場面で年齢に合った方法で、少しずつ教えていくことが大切である。

作っていくことも必要である。職員のローテーションや保護者の勤務形態を考え、ローテーションを公開し、また一人ひとりの子どもの家庭状況などについて、どの職員も共通理解をし、どの保護者とも良好なコミュニケーションがとれるように努めていく。

3) 個人面談・保育参観

・個人面談・保育参加・見学を常時受け入れ可能とする。園だよりを通して保護者へ周知する。特に5月・6月を強化月間とし、個人面談・保育参観・保育参加を推奨する。保護者の方には在園中、1回は保育園の参加・参観をお願いする。

・懇談会は年間行事予定で日程とクラスを連絡し、また保護者の希望によりなるべく参加できるように1ヶ月前に書面で連絡をする。

4) 行事

- ・行事は日常保育の延長線と捉え、子どもたちの日常の保育と成長を見てもらう。
- ・保育園の行事や懇談会など、保護者が参加しやすいように設定し参加するように働きかける。

(11) 苦情対応について（第三者委員等）

保育施設は個々に異なる家庭環境の方々が利用される。保育ニーズも多種多様だが、それぞれが利用しやすい施設運営を行うことが重要と考える。保育所入所が措置制度から利用制度に変わり園側が良質な保育サービスの提供、利用する保護者がそれを選択するといった対等な関係になった。利用者中心主義に移行したことにより保育所も社会福祉基礎構造改革にもなった「苦情解決」への取り組みが法制化する事になった。そこで、利用者の声が率直に保育所に届き、利用しやすい施設になるためにはいかなる問題に対しても誠意をもって対応する事、保護者に対して説明責任を果たす事で保護者との信頼関係に繋がるものとする。保護者と園の信頼関係がしっかりする事で問題解決への取り組みが次元の高いものとなり、ひいては子どもたちの情緒も安定した園生活が出来るものとする。

<取り組み方法>

・苦情対応システムについて、保護者が閲覧しやすい場所に掲示すると共に意見箱を設置する。

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできる。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知する。